

令和5年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	社会福祉法人  是真会	令和5年7月18日  実地	法人	令和3年度の評議員選任・解任委員会について、定時評議員会後に開催されていました。社会福祉法第39条及び定款第6条第1項に基づき、評議員が不在となる状態が発生しないよう、定時評議員会前に評議員選任・解任委員会を開催し、次期評議員を選任してください。	今後誤った認識を是正し、次回開催時より改めます。
			法人	評議員会への出席について、令和4年度の評議員会を全て欠席し、令和5年度の定時評議員会も欠席された評議員が2名いました。社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。また当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席が叶わない評議員がいる場合は、選任替えも含め検討してください。	評議員のスケジュールに留意して日程調整を行うように努めます。また、繁忙等によりスケジュール確保が困難なようであれば、選任替えも含めた評議員運営を行います。
			法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	不知の認識を改め、次回よりルールを順守します。
			法人	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要等を記載してください。	評議員会の招集通知に、議案の概要も記載して発行するようにします。
			法人	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間（中7日）に満たない事例が有りました。社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の開催は招集通知から1週間（中7日）以上の間隔を空けて開催してください。	招集状の発行に係り、期間の余裕をもって発行するように改めます。
			会計	本来令和4年度の会計に計上されるべき費用が令和5年に計上されていました。費用は原則として、費用の発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたときに計上されます。社会福祉法人会計基準（以下会計基準省令）第1条第2項及び第2条第1項、第4項ならびに運用取扱1に基づき、適切な会計期間において、費用を計上してください。	未払金・未収金の確認時に漏れが無いよう留意し、会計処理を行います。
			会計	国庫補助金等取崩しについて、当該資産の取得原価に対する割合に相当する額の取り崩しが、事業活動計算書の特別費用に計上されていました。社会福祉法人会計基準（以下会計基準省令）第22条第1項ならびに運用取扱9に基づき、当該取り崩し額については、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上してください。	【サービス活動増減の部】内の「国庫補助金等特別積立金取崩額」の勘定科目にて修正仕訳をしました。なお、令和4年度決算は確定していますので、既存計算書類に追加・添付する形で該当する修正計算書を保存しました。

令和5年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
2	社会福祉法人	令和5年7月18日	法人	理事長の重任登記及び資産登記について、組合等登記令第3条の規定に基づき、期限内に変更登記をしてください(指摘2回目)。	申請手続きがスムーズに行えるよう、事前に必要書類を確認し揃えます。
	大谷ゆめみらい	実地	法人	理事会議事録について、決議の省略をした際、作成されていませんでした。社会福祉法第45条の14第6項ならびに同法施行規則第2条の17に基づき、決議があったものとみなされた場合(決議の省略)であっても、議事録は漏れなく作成してください。	次回理事会より作成します。
			法人	従来、法人は社会福祉事業を行う土地・建物について自己所有が原則ですが、不動産の貸与によって事業を実施している場合は、国通知(「国または地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」社援第2029号(最終改正:令和2年1月23日))に基づき、地上権または賃借権を設定するか又は契約期間を見直す等行い、安定的な事業の継続性を確保してください。	次回開催する理事会において、契約期間を見直す方向で審議を諮り、安定的な事業の継続性を確保します。
			法人	理事会及び評議員会開催の際は、社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、特別な利害関係の有無を確認してください。なお、特別な利害関係とは、理事等がその決議について、忠実義務を履行することが困難と認められることを意味し、特別な利害関係人が居る場合は、その決議に加わることができませんので、加わっていないことを確認した旨を記録に残してください。(指摘2回目)	次回開催する理事会及び評議員会から、招集通知の際に特別な利害関係の有無を確認し、議事録に記録します。
			会計	当初予算及び補正予算の承認について、経理規程第16条及び第21条では理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認が必要とありますが、定款第31条では理事会の承認が必要と記載されています。現状は理事会の決議のみとのことなので、定款第31条に基づき経理規程第16条及び第21条を改正し、定款と経理規程の内容に齟齬が生じないように改めてください。	経理規程を改正します。

令和5年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
3	社会福祉法人	令和5年7月25日	法人	財産目録と定款の基本財産が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第31条に基づき、財産目録は法人における全ての資産及び負債について、正確に作成してください。	令和5年度決算書作成時において、財産目録と定款における基本財産の所在の表記を一致させます。
	にいがた寿会	実地			

令和5年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
4	社会福祉法人  新潟いのちの電話	令和5年7月25日  実地	法人	監事の選任について、新監事の選任議案が評議員会に提出される前に現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事が重任の場合でも、議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	今回の指摘を受けて、監事候補者の推薦議案が理事会で承認された時に、現監事2名に、評議員会に提案することに同意確認をし、議事録にもその旨記載することとしました。
			法人	「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」について、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、支給方法(支給の時期(毎月出席の都度等)、支給形態(振込または現金支給)について定めてください。	今回の指摘を受けて、次回の理事会で改正案を提案したいと思います。
			法人	理事会及び評議員会開催の際は、社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項に基づき、特別な利害関係の有無を確認してください。なお、特別な利害関係とは、理事等がその決議について、忠実義務を履行することが困難と認められることを意味し、特別利害関係人が居る場合は、その決議に加わることができませんので、加わっていないことを確認した旨を記録に残してください。	今回の指摘を受けて、今後は、議案書を送付する際に特別な利害関係を有する方がいるかどうか照会し、議事録にも必ず確認した旨を明記します。
			会計	令和4年度決算における資金収支計算書の予算欄の金額と、理事会で承認された最終補正予算の金額が一致していません。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2に基づき、整合性のとれた計算書類としてください。	今回の指摘を受けて、補正予算書案について他の職員に点検確認をすることになりました。次回以降の作成時に気をつけて作成します。
			会計	附属明細書について、補助金事業等収益明細書と計算書類の金額が一致していません。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、計算関係書類は正しく作成してください。	今回の指摘を受けて、今後は県に補助金の確定金額をよく確認して計上することとしました。次回以降の作成時に気をつけて作成します。

令和5年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
5	社会福祉法人	令和5年8月4日	法人	新監事の選任について、現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	次回、改選の際は確実に「同意書」を頂く。または議事録に「同意を得た」旨を記載します。
	新潟県視覚障害者福祉協会	実地	会計	経理規程について、社会福祉充実計画など記載が足りないまたは修正が必要な項目が多くありますので、平成28年3月31日社援基発0331第2号（最終改訂令和3年11月12日）「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の1の(4)に基づき、経理規程全体を見直しの上、改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。	平成29年度版のモデル規程を参考に改定し、次回理事会（令和6年3月10日）に諮り改正する予定です。
			会計	計算書類に対する注記について、収益事業分が作成されていませんでした。収益事業は平成30年度以降休止中とのことですが、休止中でも計算関係書類を作成する必要がありますので、社会福祉法人会計基準第29条に基づき適正に作成してください。	今年度（令和5年度）決算以降、計算関係書類を適正に作成します。また、収益事業の今後については別途検討を行い整理します。

令和5年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
6	社会福祉法人	令和5年8月4日	法人	評議員及び役員の報酬規程の中に報酬の支給基準を定めていますが、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、支給方法(支給の時期(毎月か出席の都度か各月または各年のいつ頃か)、支給形態(銀行振込または現金支給))についても記載してください。	次回開催の定時評議委員会において、評議員及び役員の報酬規程に支給方法及び支給形態を定めます。
	新潟県身体障害者 団体連合会	実地			